

令和８年度外国人介護人材受入支援事業（外国人介護人材集合研修）に係る 業務委託 受託者募集要項

1 委託業務の概要

- (1) 令和８年度外国人介護人材受入支援事業（外国人介護人材集合研修）に係る業務委託
- (2) 委託業務の目的
県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における第１号特定技能外国人に対して、介護技能の向上のための集合研修を実施することにより、外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。
- (3) 委託業務の内容
別紙「令和８年度外国人介護人材受入支援事業（外国人介護人材集合研修）に係る業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託業務の期間
契約締結日から令和９年３月31日まで

2 委託料

- (1) 委託料の上限額
2,442千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 委託料の対象経費
委託料の対象経費は、次に掲げるものとし、本委託業務に要した経費として特定でき、それ以外の経費と区分整理されるものに限る。
 - ア 報酬
 - イ 賃金
 - ウ 共済費
 - エ 報償費
 - オ 旅費
 - カ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）
 - キ 会議費
 - ク 役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）
 - ケ 使用料及び賃借料
 - コ 備品購入費

3 委託先の要件

委託先は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 県内に事業所を有する法人であること。
- (2) 当該委託事業を的確に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者（別表１参照）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若

しくは再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当する者（別表2参照）でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 募集方法

(1) 提出書類

ア 事業計画申込書（第1号様式）

イ 事業計画書（第2号様式）

ウ 事業費積算書（第3号様式）

エ 実施する研修の内容、実施時期がわかる資料

オ 誓約書及び役員等名簿（第4号様式）

（「3 委託先の要件」の(6)のイについて、鹿児島県警察本部に照会するために使用）

カ 決算書（直近2期分の貸借対照表、損益計算書、収支計算書など）

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和8年7月23日（木）午後5時（必着）

(4) 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係

電話 099-286-2687（直通）

5 委託先の事業者の決定

(1) 審査・決定の方法

県は、提出書類の内容を審査し、予算の範囲内で、委託先の事業者を決定するものとする。事業計画に関するプレゼンテーションは実施しないものとし、審査に際し内容等の確認を要する場合には、問合せを行う。

なお、審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 契約の締結

県は、委託先と決定した事業者と協議の上、業務委託契約を締結する。

6 留意事項

- (1) 本募集に応募するための一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 委託費に残額が生じた場合は、返還するものとする。

(別表 1)

- 1 当該委託に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 鹿児島県との契約等において次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められる者でその者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないとされた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) (1)から(6)により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(別表 2)

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 2 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる法人等
 - (1) 法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - (2) 法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他(1)に掲げる者と同等の責任を有する者
 - (3) 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- 3 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
- 4 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- 7 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等